

堺市一般廃棄物処理実施計画

(令和 8 年度)

令和 8 年 7 月改定



目次

第 1 章 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画	1
第 1 節 基本事項	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画区域	1
3. 計画期間	1
4. 計画の対象とする廃棄物とその区分	1
5. 計画処理量	1
第 2 節 処理計画	2
1. ごみの処理方法及び形態	2
2. 発生・排出抑制等計画	3
3. 収集・運搬計画	6
4. 中間処理計画	11
5. 最終処分計画	16
第 2 章 生活排水処理実施計画	19
第 1 節 基本事項	19
1. 計画の目的	19
2. 計画区域	19
3. 計画期間	19
4. 計画の対象とする廃棄物とその区分	19
5. 計画処理量	19
第 2 節 生活排水処理計画	19
生活排水処理形態別人口及び種類	19
第 3 節 し尿等処理計画	20
1. 処理形態	20
2. 排出抑制・再資源化計画	20
3. 収集運搬計画	20
4. 中間処理計画	20
5. 最終処分計画	21

堺市一般廃棄物処理実施計画（令和 8 年度）

第 1 章 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

第 1 節 基本事項

1. 計画の趣旨

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された「持続可能な循環型社会」の形成に向けて、ごみに関わる多様な主体による連携・協働のもと、ごみの減量化・リサイクルを推進するとともに、ごみとなったものについては安全・安心で安定的に適正処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、令和 8 年度におけるごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進、収集・運搬・処分等について、必要な事項を定めるものである。

2. 計画区域

堺市全域

3. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 計画の対象とする廃棄物とその区分

本市で発生する全ての一般廃棄物（ごみ）

- ・家庭系ごみ（市民生活に伴って各家庭から排出されるごみ）
- ・事業系ごみ（事業活動に伴って事業所から排出されるごみ）
- ・環境系ごみ（ボランティア清掃活動により排出されるごみや不法投棄されたごみなど）

5. 計画処理量

（1）ごみ

区分	排出量（t/年）
家庭系ごみ	150,782
事業系ごみ	65,497
環境系ごみ	7,060
計	223,339

（2）その他

区分	排出量（t/年）
犬・猫等の死体	10

第2節 処理計画

1. ごみの処理方法及び形態

種 類		収集・運搬			中間処理		最終処分	
		頻 度	方 式	形 態	方 法	形 態	方法	形態
家庭系ごみ	生活ごみ	計画収集 (週 2 回)	各戸・コンテナ・ ステーション	委 託	焼 却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋立	委託
	粗大ごみ (不燃小物類・ 小型充電式電池類)	申込制 (随時)	各戸・ ステーション	直 営 委 託	破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋立	委託
	缶・びん	計画収集 (月 2 回)	各戸・コンテナ・ ステーション	委 託	リサイクル	直 営 委 託	—	—
	ペットボトル	計画収集 (月 2 回)	各戸・コンテナ・ ステーション	委 託	リサイクル	委 託	—	—
	プラスチック製 容器包装	計画収集 (週 1 回)	各戸・コンテナ・ ステーション	委 託	リサイクル	委 託	—	—
	小型金属	計画収集 (月 1 回)	各戸・コンテナ ステーション	委 託	リサイクル	民 間	—	—
	蛍光管・ボタン電池・ 水銀体温計等	随時	拠点回収	直 営 委 託	リサイクル	委 託	—	—
	使用済小型家電※1	随時	拠点回収	直 営	リサイクル	民 間	—	—
	インカートリッジ	随時	拠点回収	直 営	リサイクル	民 間	—	—
	小型充電式電池類※1	随時	拠点回収	直 営	リサイクル	民 間	—	—
	継続ごみ	申込制 (週 6 回)	申込者による	委 託	焼 却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋立	委託
	臨時ごみ	申込制 (随時)	申込者による	委 託	破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋立	委託
	直接搬入ごみ	申込制 (随時)	清掃工場に自己搬入		破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋立	委託
事業系ごみ	継続ごみ	申込制 (週 6 回)	申込者による	委 託	焼 却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋立	委託
	臨時ごみ	申込制 (随時)	申込者による	委 託	破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋立	委託
	直接搬入ごみ	清掃工場に自己搬入			破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋立	委託
	許可業者搬入ごみ	各事業者の契約による		許 可	破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋立	委託
	直接埋立ごみ	(粗大ごみ(不燃小物類)、 直接搬入ごみ、環境美化ごみ等の一部)			清掃工場内に別置き		埋立	委託
	庁内古紙	契約等による			リサイクル	民 間	—	—
	自主資源化※2	各事業者の契約による			リサイクル	民 間	—	—
環境系 ごみ	環境美化ごみ	随時 (申込制)	申込者による	委 託	破碎・焼却 (リサイクル)	直 営 委 託	埋立	委託
	剪定枝等	契約による			リサイクル	民 間	—	—
他	犬・猫等の死体	随時	—	委 託	焼 却	委 託	埋立	委託

※1 使用済小型家電又は小型充電式電池類として排出できない場合は、粗大ごみ(不燃小物類)として回収

※2 民間の排出事業者(堺市内)が直接民間再資源化事業者と契約してリサイクルするもの

備考(1) 各戸収集及びコンテナ収集、ステーション収集の排出場所

収集方法	排出場所
各戸収集	各戸の敷地と道路の境界付近
コンテナ収集	集合住宅の敷地内に設けられたコンテナボックス集積場
ステーション収集	市の各戸収集路線道路際で、住民が協議の上で決めた集積場

(2) 各戸収集及びコンテナ収集、ステーション収集の収集日は、市民向けに配布している町名別収集曜日一覧表又は別途個別に案内するとおとする。

2. 発生・排出抑制等計画

(1) ごみの減量化・リサイクル促進の施策

家庭系生ごみの減量化	生活ごみの約 33%を占める生ごみの減量に向けて、多様な媒体を活用し、水きりの徹底や生ごみの堆肥化に関する情報発信を行う。 また、家庭で実践できる堆肥化手法について、既存の方式や民間製品を含めた整理・検討を進め、生ごみ減量に関する他市の先進的な取組事例を幅広く調査し、本市施策への活用可能性を探る。
家庭系食品ロスの削減	「食ロス『無（ム）』チャレンジ！」を推奨し、各家庭で行える取組などを、出前講座・市ホームページ・広報さかい・動画等で、情報発信を行う。 また、消費期限・賞味期限の違いを正しく知り、余りがちな食材を使用した「エコッキング」を実施する。地域の活動団体等に対して消費者庁主催の「食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座」の受講支援などの取組を実施し、食品ロスの削減に努める。
使い捨てプラスチックの削減	食品スーパー等小売事業者及び市民団体と締結している「堺市域における使い捨てプラスチック削減に関する協定」に食品ロス削減に関する内容を追加した改定を行い、再締結する。 それに基づき、使い捨てプラスチック削減や食品ロス削減意識向上のため、事業者・市民団体との関連イベントの実施や、広報さかいなどの様々な情報媒体を利用した情報発信を行う。
資源物の分別収集とリサイクル	缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属の分別収集を行い、リサイクルする。 使用済みペットボトルを原料に新たなペットボトルにつくりかえるボトル to ボトルに取り組む。
家庭系古紙等のリサイクル促進	家庭から排出された紙類（新聞、雑誌・その他の古紙、ダンボール、紙パック）、布類を対象に自主的に集団回収を実施し、有価物として再資源化事業者引き渡ししている営利を目的としない登録住民団体に対し、年に 2 回報償金（1kg 当たり 4 円）を交付する。団体対象に「その他の古紙」の回収促進に向けた取組を実施する。 また、事業者と連携しながら、民間施設の古紙等回収拠点の紹介や誘導等、紙類や布類のリサイクルにつながる取組を実施する。
使用済小型家電の回収・リサイクル	市役所本庁、各区役所（堺区役所を除く）及び市内協力店舗に回収ボックスを設置し、家庭で不要になった使用済小型家電の無料回収を行う。回収した使用済小型家電は、貴金属やレアメタル等の資源を有効活用するため、小型家電認定事業者引き渡し、リサイクルする。 上記と併せて、市と協定を締結した小型家電認定事業者による宅配回収を案内する。
インクカートリッジのリサイクル	プリンターメーカーが行う「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、家庭で不要となったインクカートリッジの無料回収を行う。回収したインクカートリッジはメーカーに送付し、リサイクルする。
使用済食用油のリサイクル促進	市内の回収拠点を発信し、市民への認知度を高め、家庭から出る使用済食用油のリサイクルを促進する。
ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信	ごみの発生・排出抑制、減量化のための 4 つの「R」の実践を継続して推進する。 1. Refuse（リフーズ）：発生源でゴミを断つ 2. Reduce（リデュース）：ゴミとなるものを減量する 3. Reuse（リユース）：くり返し使う 4. Recycle（リサイクル）：再資源化する 市ホームページを含む多様な媒体を活用し、資源とごみの分別方法やごみ減量のポイントを分かりやすく伝えるなど、効果的な情報発信に取り組む。また、出前講座の実施や各区民まつり等への出展、庁舎内・市立図書館でのパネル展示などを通じて、対面・非対面の双方から市民への情報発信を継続して行う。 さらに、市ホームページでの事業系ごみ減量情報紙の定期掲載に加え、市内事業者向けオンラインセミナーの実施など、事業者向けの情報発信も強化する。
4R アドバイザー登録制度	環境に対して幅広い知識を持ち、ごみの 4R 運動の普及啓発に意欲的な方を 4R アドバイザーとして登録し、ごみの 4R 運動の普及啓発に関する各種イベント等の運営にご協力いただくことで、市民への情報発信を推進する。

環境教育の推進	○学校園での情報発信 児童等を対象に、ごみの分別や資源循環の大切さを学ぶ出前講座を実施する。講座には、環境マスコットキャラクター「ムーやん」が講師として参加し、児童等とのやりとりを交えながら、楽しく分かりやすく学べる内容で情報発信を行う。 ○ごみ減量化ゲーム タブレットやスマートフォンを操作して、画面上部から落下してくる様々な種類のごみを、堺市の分別方法に合わせて「資源」や「生活ごみ」等に分別するもので、ゲームを楽しみながら、正しい分別方法について理解を深める。 ○ごみ処理施設の見学 グリーンセンター東工場第二工場、臨海工場及びリサイクルプラザで小学校の社会見学を行う。
堺市ごみ減量化推進員制度	市民と市が協働してごみの減量化とリサイクルを推進することを目的に、校区自治連合会代表者が推薦する方にごみ減量化推進員を委嘱（任期２年）する。ごみ減量化推進員は、地域におけるリーダーとして、市民と市をつなぐ役割を担い、地域への情報提供や活動の充実を図る。
リユースの促進	○事業者との連携 リユースの促進に関する協定を締結している事業者等と連携し、リユースアプリの活用や関連イベントの開催等を通じて、リユースを促進する。 ○粗大ごみのリユース 清掃工場に搬入された粗大ごみの中からリユース可能な物を選別し、市がリユースアプリやイベントを通じて出品し、市民へ無料提供する事業を実施する。
堺市エコショップ制度	使い捨てプラスチックの削減、食品ロスの削減、資源物等の店頭回収など、ごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組む小売店や飲食店を「エコショップ」として認定し、市民に各店舗の取組などの情報を発信する。
サーキュラーフィールド OSAKA ビジョンとの連携による処理体制の確保	排出者責任、拡大生産者責任に基づく、事業者の自主的なリサイクルの取組を促進するため、臨海部のサーキュラーフィールド OSAKA 等に立地する既存民間再資源化事業者における処理体制（許可等）を継続的に確保する。
事業用大規模建築物におけるごみの減量化・適正排出の推進	事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルを図り、適正処理を推進するため、事業用大規模建築物の所有者に対し、「廃棄物管理責任者」の選任と届出及び「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務付ける。 また事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルに関する取組が効果的なものとなるよう訪問指導及び助言を行う。 【対象】・事業の用に供する部分の延べ床面積が 3,000 ㎡以上の建築物 ・大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗
事業系古紙のリサイクル推進	事業所から出るリサイクル可能な紙類の清掃工場への搬入を禁止し、事業者によるリサイクルを推進する。再生古紙取扱事業所や民間施設の古紙回収拠点の紹介等、紙類のリサイクルに関する情報発信を行う。
堺市事業系古紙回収協力事業所制度	事業所から出るリサイクル可能な紙類について、「堺市事業系古紙回収協力事業所制度」の周知強化等により、リサイクルの推進を図る。
堺市食べきり協力店制度	食品ロスなどの食品廃棄物の削減に向けて、小盛りメニューの導入や食べ残し削減の啓発活動などに取り組んでいる飲食店や宿泊施設を「食べきり協力店」として認定し、市民に各店舗の取組などの情報を発信する。
市役所におけるごみの減量化・リサイクルの推進	市役所内においてペーパーレス化を推進し、リサイクル可能な機密文書を含む庁内から排出される紙類のリサイクルを実施する。やむをえず排出される紙類を新聞、雑誌、ダンボール、その他紙類（再生紙、チラシ、パンフレット等）及びシュレッダーくずに分別し、再資源化事業者へ売却等し、リサイクルする。 職員による率先したマイボトル、マイカトラリー等の持参を促進する。
公共事業系剪定枝等のリサイクル	臨海部に立地する民間再資源化施設において、公園や街路から発生する剪定枝等をリサイクルする。

破碎施設からの鉄類等の回収	クリーンセンター東工場第二破碎施設において、家庭から排出される粗大ごみ等を破碎処理後、磁選機や選別機で鉄類等を回収・売却し、リサイクルする。
溶融スラグ・メタルのリサイクル	クリーンセンター臨海工場において溶融処理を行い、溶融スラグは建設資材等に、溶融メタルは建設機械のおもり（カウンターウェイト）等へリサイクルする。

（２）その他の施策

ふれあいサポート収集	市内在住で、自らごみを所定の場所まで持ち出すことが困難で、家族又は近隣世帯の協力が得られない方を対象に、粗大ごみ（６点以内）については、職員が屋内から運び出し、生活ごみ・資源等については、ステーション利用世帯等を対象に委託業者が玄関前で収集する（ただし、粗大ごみは処理手数料、生活ごみ・資源等は専用のごみ箱設置の利用者負担が必要）。 【対象者】 ○粗大ごみ ・65 歳以上の高齢者でホームヘルパーの介護を受けている方か、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている方、又は 70 歳以上の単身世帯や老々介護等の世帯 ○生活ごみ・資源等 ・65 歳以上の高齢者でホームヘルパーの介護を受けている方か、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けている方、又は 70 歳以上で要介護者又は要支援者の認定を受けている方
資源ごみ等持ち去り対策	資源ごみ等の持ち去り行為は、市民のごみ減量・分別意識に影響を及ぼし、また、騒音やごみの散乱・不法投棄等による生活環境の悪化を引き起こすことから、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成 5 年 3 月 31 日条例第 5 号。以下「条例」という。）の改正を行い、令和 7 年 7 月 1 日から資源ごみ等の持ち去り行為を禁止した。 職員等によるパトロールや指導、啓発を行い、一般廃棄物の適正処理の推進及び再生利用の促進、市民のごみ出し環境を確保する。 ※条例第 16 条の 2 第 1 項にいう定められた場所は、第 2 節 1—（１）のとおりとする。
不法投棄対策	区局間連携による不法投棄多発地点の昼間パトロール、啓発活動、適正処理指導、収集対応等を行い、夜間は委託業者による不法投棄監視パトロールを行う。また必要に応じて監視カメラの設置も行い、不法投棄の未然防止に努める。
まち美化促進プログラム（アドプト制度）	公道に付随する歩道などの一定区間の定期的（月 1 回以上）な清掃活動を行い認定を受けた市民グループや事業者に対し、清掃活動参加団体名を示したサインボードの設置、清掃用具の貸与、ボランティア保険の保険料負担及び清掃活動によるごみの回収等の支援を行う。
路上喫煙等対策	他人の身体を害する恐れのある路上喫煙の防止及び環境美化の促進を図るため、堺東駅前広場、堺駅前（西・東）広場、大小路筋及び市役所周辺、堺東駅南側公衆用道路を路上喫煙等禁止区域に指定し、禁止区域における路上喫煙や空き缶等のポイ捨て行為に対して過料 1,000 円を徴収している。 路上喫煙等マナー向上重点啓発区域に指定している堺東駅西側周辺、中百舌鳥駅周辺、三国ヶ丘駅周辺、堺市駅周辺、光明池駅周辺、深井駅周辺及び泉ヶ丘駅周辺においては、市民や来訪者の喫煙マナー等の更なる向上を図るため、市が実施する様々な取組に参加していただける市民や事業者をサポーターとして登録する「路上喫煙等マナー向上サポーター制度」も活用し、啓発活動を重点的に行う。
外国人向けごみ適正排出促進施策	本市の外国人人口は増加傾向にあることから、関連部局と連携し、外国人住民等にもわかりやすいようにイラストを多用した周知や多言語での情報発信を実施する。 また、不適正排出が見られる場合には、適正排出を促すための指導や啓発を行う。

3. 収集・運搬計画

(1) 市が行うごみの収集・運搬

市が行うごみの収集・運搬の形態及び計画量等は、次のとおりとする。

種 類		形 態	収集回数	収集量（t/年）	搬入先
家庭系	生活ごみ	委 託	週 2 回	121,604	焼却施設
	缶・びん	委 託	月 2 回	4,230	資源化施設
	ペットボトル	委 託	月 2 回	2,292	資源化施設
	プラスチック製容器包装	委 託	週 1 回	4,543	資源化施設
	小型金属	委 託	月 1 回	321	資源化施設
	蛍光管・ボタン電池・ 水銀体温計等	直 営 委 託	随時（拠点回収）	108	資源化施設（民間）
	使用済小型家電	直 営	随時（拠点回収）	64	資源化施設（民間）
	インクカートリッジ	直 営	随時（拠点回収）	1	資源化施設（民間）
	小型充電式電池類	直 営	随時（拠点回収）	6	資源化施設（民間）
	継続ごみ	委 託	週 6 回（申込制）	885	焼却施設
	粗大ごみ （不燃小物類・小型充 電式電池類）	直 営 委 託	随時（申込制）	3,347	破碎施設
	臨時ごみ※	委 託	随時（申込制）		焼却・破碎施設
事業系	継続ごみ	委 託	週 6 回（申込制）	6,526	焼却施設
	直接埋立ごみ	（粗大ごみ（不燃小物類）、直 接搬入ごみ、環境美化ごみ等の 一部）		24	最終処分場
環境系	環境美化ごみ	委 託	随時（申込制）	1,180	焼却・破碎施設
その他	犬・猫等の死体	委 託	随時	10	焼却施設・動物死体専 用焼却施設（民間）

※ 一部事業系を含む

(2) 市が行う以外のごみの収集・運搬

事業系ごみについて、排出事業者の減量化・リサイクル意識の高揚と自己処理責任の明確化を図り、排出事業者の多様な要請に対応していくため、事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度による収集運搬を基本とし、既存の収集運搬体制を確保する。

なお、一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する方針は、次に掲げる方針に定める。

- ・堺市一般廃棄物収集運搬業 (浄化槽清掃汚泥・デスポーザ排水処理槽清掃汚泥・し尿を含むビルピット汚泥の収集運搬を除く) 許可等に関する方針
- ・堺市一般廃棄物再生利用業の指定に関する方針
- ・家電リサイクル大阪方式制度解消以降の特定家庭用機器一般廃棄物の処理に関する方針
- ・サーキュラーフィールド OSAKA ビジョンに基づく堺第 7-3 区における一般廃棄物処理業の許可に関する方針

これらのほか、排出者自ら清掃工場に直接搬入することも可能とする。

市が行う以外のごみの収集・運搬の形態及び計画量等は、次のとおりとする。

種 類		形 態	収集回数	収集量（t/年）	搬入先
家庭系	直接搬入ごみ	排出者	自己搬入	3,083	焼却・破碎施設
事業系	直接搬入ごみ	排出者	自己搬入	7,230	焼却・破碎施設
	許可業者搬入ごみ	許 可	許可業者との 契約による	49,738	焼却・破碎施設

(3) 市が収集する家庭系・事業系ごみの排出方法等

① 定期的に収集するもの

分類	区分	対象物	方 法（協力義務等）
生活ごみ（無料）	家庭系	○生ごみ類 料理くず、残飯、茶殻など ○木くず 落ち葉、草、竹串など ○紙くず（紙類）・布類 新聞、雑誌、ダンボール、衣服など ○プラスチック類 ペットボトル、プラスチック製容器包装を除くもの ○その他可燃物	◎45 リットル以下の無色透明又は白色半透明袋を使用すること（レジ袋可）。 ◎新聞、雑誌、ダンボール、衣服などはできるだけ集団回収を利用すること。（地域に集団回収がない場合、新聞・雑誌類は片手で持ち上がる程度、ダンボールは 4～5 枚を折りたたみ紐（ひも）で十字に束ねること。布類は袋に入れること。） ◎生ごみは水きりすること。 ◎廃食油は紙類にしみ込ませて袋等に入れるか凝固剤で固めること。 ◎竹串などがつたものは、新聞などに包んで袋に入れること。 ◎落ち葉や草は土を取り除いてから袋に入れること。 ◎小枝は直径 5 cm 未満、長さ 30 cm 以内で片手で持ち上がる程度に紐（ひも）で束ねること。 ※木くず・紙くず・布類は、1 回あたり合計 3 点以内で出すこと。
缶・びん（無料）		○酒類、飲料類、調味料類などの缶類・びん類	◎45 リットル以下の無色透明又は白色半透明袋を使用すること（レジ袋可）。 ◎キャップは材質により分別し、中身や異物は取り除くこと。 ◎軽く水洗いをして、つぶさずに缶・びんを同じ袋に入れること。 ◎午前 8 時まで決められた場所に出すこと。
プラスチック製容器包装（無料）		○商品が入っていた容器や商品を包んでいた包装で、プラマークの付いているものの容器類、包装類、その他（レジ袋、商品を梱包していた発泡スチロール、くだものネットなど）	◎45 リットル以下の無色透明又は白色半透明袋を使用すること（レジ袋可）。 ◎袋は小分けにせず、1 つの袋に入れて出すこと（二重袋を避けること）。 ◎中身を取り除き、汚れの付いている物は水ですすぎ、汚れを落とすこと（汚れの落ちないものは生活ごみに出すこと）。 ◎午前 8 時まで決められた場所に出すこと。
ペットボトル（無料）		○酒類、飲料類、調味料類（しょうゆ、みりんなど）の PET マークの付いているもの	◎45 リットル以下の無色透明又は白色半透明袋を使用すること（レジ袋可）。 ◎キャップとラベルを取り除き、軽くすすいでつぶすこと。 ◎油分のついたペットボトル（食用油、ソース、ドレッシングなど）は生活ごみへ出すこと。 ◎午前 8 時まで決められた場所に出すこと。
小型金属（無料）		○最大辺がおおむね 30 cm 以下で全体の 80% 以上が金属でできたもの（家電製品は除く）	◎45 リットル以下の無色透明又は白色半透明袋を使用し、「金属」とわかるように表示して出すこと（レジ袋可）。 ◎刃物類を出す場合は、紙で包み、袋に「金属キケン」と貼り紙等でわかるように表示すること。 ◎スプレー缶、カセットボンベは、中身を使い切り、穴を開けずに他の小型金属とは分けて別の袋に「スプレー缶」と貼り紙等でわかるように表示すること。 ◎中身を使い切ることができない場合は、その他の小型金属とは別袋に入れ、「スプレー缶・中身入り危険」と表示すること。 ◎午前 8 時まで決められた場所に出すこと。

②申込みにより収集するもの

分類	区分	対象物	方 法（協力義務等）
粗大ごみ (有料又は無料・申込制)	家庭系	【有料：粗大ごみ】 ○その最大辺又は径の長さがおおむね 30 cmを超える耐久消費財など	◎受付センターに電話又はインターネット又は FAX で申し込むこと。 ・固定電話からかける場合：0120-00-8400 ・携帯、I P 電話からかける場合：06-6485-5048 ※受付は、月～金曜日（祝休日也可）の午前 9 時～午後 5 時、土曜日の午前 9 時～午後 1 時 ・インターネット： https://www.eg-resource.jp/sakai/ ※受付は、24 時間（メンテナンス時を除く） ・FAX：0120-415-302 ◎受付センターで確認した額の粗大ごみ処理券を購入または、キャッシュレス決済にて精算し、収集日・受付番号を記入して品物ごとによく見えるように貼って、収集当日の午前 9 時までに出すこと。 ※処理券はコンビニエンスストアや農協等で販売
		【無料：不燃小物類】 ○不燃物及び複合物で粗大ごみに該当しない最大辺が 30 cm以下の物 茶碗・花瓶などの陶磁器類、白熱電球、LED・ハロゲンランプ、オイル缶、塗料スプレー、拠点回収の対象でない・拠点回収を利用できない使用済小型家電、水銀 0 使用の乾電池など 【無料：小型充電式電池類】 ○小型充電式電池本体及び小型充電式電池使用製品で粗大ごみに該当しない最大辺が 30cm 以下の物 小型充電式電池本体、小型充電式電池を使用した製品（モバイルバッテリー、ハンディファン、電子たばこデバイス、加熱式たばこデバイス、ワイヤレスイヤホン、電動歯ブラシ、電動シェイバーなど）	◎受付センターに電話又はインターネット（小型充電式電池類は除く）又は FAX で申し込むこと。 ・固定電話からかける場合：0120-00-8400 ・携帯、I P 電話からかける場合：06-6485-5048 ※受付は、月～金曜日（祝休日也可）の午前 9 時～午後 5 時、土曜日の午前 9 時～午後 1 時 ・インターネット： https://www.eg-resource.jp/sakai/ ※受付は、24 時間（メンテナンス時を除く） ・FAX：0120-415-302 ◎45 リットル以下の無色透明又は白色半透明袋を使用すること（レジ袋可、1 回の申込みにつき 3 袋まで）。 ◎午前 9 時まで決められた場所に出すこと。
(有料・申込制) 継続ごみ	家庭系	○一般家庭から排出する生活ごみ	◎印鑑を持って環境業務課の窓口で申し込むこと。 ◎45 リットル以下の無色透明又は白色半透明の袋で出すこと。 ※日曜日及び年始を除く毎日収集
	事業系	○飲食店、食料品店、診療所、娯楽施設、会社、工場、事務所等から排出する事業系一般廃棄物 ※リサイクル可能な古紙は排出禁止	
(有料・申込制) 臨時ごみ	家庭系 事業系	○引越し、冠婚葬祭、植木の枝・葉刈りなどで臨時に出るごみ ※事業系については、リサイクル可能な古紙は排出禁止	◎受付センターに電話又は FAX で申し込むこと。 ・固定電話からかける場合：0120-00-8400 ・携帯、I P 電話からかける場合：06-6485-5048 ※受付は、月～金曜日（祝休日也可）の午前 9 時～午後 5 時、土曜日の午前 9 時～午後 1 時 ・FAX: 0120-415-302 ◎収集日時については、収集担当委託業者と相談のうえ決めること。

③ 拠点回収で収集するもの

分類	区分	対象物	方 法（協力義務等）
水銀体温計等（無料） 蛍光灯・ボタン電池・	家庭系	○蛍光灯（蛍光灯型 LED、ハロゲンランプ等を除く） ○ボタン電池 ○水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計 ※乾電池（水銀 0 使用）は不燃小物類で排出 ※排出者側で分けられない電池付きおもちゃ等は大きさに応じて不燃小物類又は粗大ごみで排出	◎市役所本庁、各区役所（堺区役所を除く）及び市内協カスーパー等に設置している回収ボックスに入れること。 ◎市内電気店、ホームセンターなどの回収協力店の店頭で引き渡すこと。 ◎40 形を超える直管型蛍光灯は、環境事業管理課に電話で申し込むこと。 ・電話：072-228-7478 ◎水銀温度計等の土台（木枠等）が大きく回収ボックスに入らない物は、回収協力店の店頭で引き渡すこと。
使用済小型家電（無料）		○携帯電話・スマートフォン、ノートパソコン、デジタルカメラ、ゲーム機等の小型家電（国が定める特定対象品目）のうち、回収ボックスの投入口（縦 8 cm×横 30 cm）に入るもの ※対象品目外のもの、対象品目であっても投入口に入らないものは、不燃小物類又は粗大ごみで排出	◎市役所本庁、各区役所（堺区役所を除く）及び市内協力店舗に設置している回収ボックスの投入口に入れること。 ◎個人情報が含まれるものは、個人情報を消去してからボックスに入れること。 ◎取り外し可能な電池・バッテリーはボックスに入れないこと。
インクカートリッジ（無料）		○家庭用インクカートリッジ ※「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」で連携して活動している次の 4 社のものに限り ブラザー工業株式会社、キヤノン株式会社、セイコーエプソン株式会社、株式会社日本 HP	◎市役所本庁、各区役所（堺区役所を除く）及び市内協カスーパー等に設置している回収ボックスに入れること。 ※回収ボックスに持ち込むことができない場合は、生活ごみとして出すこと。
小型充電式電池類（無料）		○小型充電式電池本体（リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池）・モバイルバッテリー・ハンディファン・電子たばこデバイス・加熱式たばこデバイス ※対象品目外のもの、対象品目であっても最大辺が 30cm を超えるもの、膨張・破損・水濡れ等の異変があるものは粗大ごみまたは不燃小物類/小型充電式電池類で排出	◎市役所本庁及び各区役所（堺区役所を除く）に設置している回収ボックスに入れること。

④ 排出規制物

市（直営・委託）が行う一般廃棄物の収集に際しては、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- ・有害性のある物
- ・危険性のある物
- ・引火性のある物
- ・著しい悪臭を発する物
- ・特別管理一般廃棄物に指定されている物
- ・適正処理困難物
- ・上記に掲げるもののほか、廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれのある物

(4) 許可業者による収集運搬

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市長が許可した「一般廃棄物収集運搬業許可業者」は、事業系一般廃棄物の収集運搬を実施する。

分類	対象物	方 法（協力義務等）
許可業者搬入ごみ (有料)	○事業系一般廃棄物（動植物性残渣、木くず、紙くず※、繊維くず） ※リサイクル可能な古紙は搬入禁止	◎排出事業者は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に直接処理を委託する。 ◎ごみの分別は、排出者の責任において適切に行うこと。

(5) 清掃工場への直接搬入

分類	区分	対象物	方 法（協力義務等）
直接搬入ごみ (有料)	家庭系	○市内において家庭生活に伴い、収集以外に臨時的に排出されるごみ	◎月～土（年末年始を除く）に搬入すること。 ※受入時間 ・クリーンセンター東工場 午後 0 時 15 分～午後 4 時 30 分 ・クリーンセンター臨海工場 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 （午前 11 時 30 分から午後 0 時 15 分を除く） ◎搬入日時及び搬入しようとする廃棄物の内容について、堺市電子申請システム等の方法によりあらかじめ申し込むこと。 ◎市が行う分別収集を優先して排出すること。 ◎ごみを排出する者又はその親族が持ち込むこと。 ◎容器を使用する場合は、中身が確認できる無色透明又は白色半透明の袋とすること。
	事業系	○市内において、事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物（動植物性残渣、木くず、紙くず※、繊維くず等。産業廃棄物を除く。） ※リサイクル可能な古紙は搬入禁止	◎月～土（年末年始を除く）に搬入すること。 ※受入時間 ・クリーンセンター東工場 午後 0 時 15 分～午後 4 時 30 分 ・クリーンセンター臨海工場 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分 （午前 11 時 30 分～午後 0 時 15 分を除く） ◎ごみを排出する事業者自ら又はその事業者と雇用関係にある者が持ち込むこと。 ◎容器を使用する場合は、中身が確認できる無色透明又は白色半透明の袋とすること。

(6) 環境美化ごみ

市民等によるボランティア清掃活動等により排出されるごみについては、環境業務課又は各区自治推進課への申込み（無料）により、随時収集する。

(7) 亡くなった犬・猫等の引き取り

亡くなった飼い犬、飼い猫等について、飼い主等からの申込みによる引取り（引取手数料を別途徴収あり。道路上等で亡くなっているなど飼い主不明の場合は無料）又は市役所本庁舎への持込み（無料）により随時受付する。飼い主等が動物専用炉での焼却を希望する場合は、焼却処理手数料を別途徴収する。

申し込み先：死亡動物受付ダイヤル 06-7777-3339

なお、実験動物の死体（及びふん尿）については、原則一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集し、民間施設（市外）で処

理する。

(8) その他

① 特定家庭用機器廃棄物（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）

家電リサイクル法に基づき、以下の方法で適正に処理すること。

- ・家電小売店に引取りを依頼する。
- ・家電リサイクル指定引取場所に運び込む。
- ・大阪府電器商業組合堺支部に引取りを依頼する。

② パーソナルコンピューター

資源有効利用促進法に基づき、廃棄するパソコンメーカーのリサイクルルートで適正に処理すること。メーカーが不明の場合は、一般社団法人パソコン 3R 推進協議会に依頼し適正に処理すること。なお、ノートパソコンについては、市の使用済小型家電拠点回収により排出することもできる。

また、小型家電認定事業者の宅配回収により排出することもできる。

③ 在宅医療廃棄物（鋭利なもの）

在宅医療廃棄物（鋭利なもの）については、可能な限り医療機関・薬局等に相談・返却し、適正に排出すること。

(9) 適正排出促進のための施策

適正排出指導	生活ごみの日に資源物が排出されている、生活ごみの中に異物等が混入しているなどの不適正排出については、啓発シールを貼付し、排出者に対してごみと資源物の適正排出を指導する。
水銀使用廃製品等の適正排出の促進	家庭で不要になった水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計の回収キャンペーンを行い、水銀使用廃製品の適正排出に関する情報発信を行う。また、工場内に啓発ポスターを貼付し、排出者に対して水銀使用廃製品の分別回収への協力を促す。

(10) 収集運搬関連施設（直営）

事業所名	グリーンセンター環境事業所	グリーンセンター環境事業所（分室）
所在地	南区赤坂台 5 丁 41 番 1 号	東区石原町 1 丁 102 番地 （グリーンセンター東工場内）
収集運搬業	粗大ごみ収集、ふれあいサポート収集、 水銀使用廃製品収集、使用済小型家電収集	

4. 中間処理計画

(1) 市が行う中間処理

① 焼却・破碎処理

生活ごみ、継続ごみ及び直接搬入ごみ等のうち破碎処理の必要がないものについては、市の焼却施設で焼却処理する。

粗大ごみ、直接搬入ごみ及び臨時ごみ等のうち破碎処理の必要なものについては、市の破碎施設で破碎処理し、残渣については市の焼却施設で焼却処理する。

また、犬・猫等の死体は、市の焼却施設又は民間処理施設（動物専用炉）で焼却処理する。

計画量は、次のとおりとする。

<焼却施設>

	搬入量 (t/年)	破碎施設からの 搬入量 (t/年)	処理量 (t/年)
家庭系ごみ	123,736※	8,308	194,272
事業系ごみ	62,226		
環境系ごみ	2		
計	185,964	8,308	194,272

※ 資源化施設から搬入した残渣を含む

<破碎施設>

	搬入量 (t/年)	処理量 (t/年)	鉄類等回収量 (t/年)
家庭系ごみ	6,382※	8,699	391
事業系ごみ	1,268		
環境系ごみ	1,178		
計	8,828	8,699	391

※ 資源化施設から搬入した残渣を含む

②リユース

家庭系直接搬入ごみの中からリユース可能なものの一部を回収し、市民への提供及び事業者への引渡によりリユースする。

③リサイクル

ア. 分別収集品目

缶・びんについては、市の資源化施設で、缶はアルミ缶・スチール缶に、びんは無色・茶色・その他の色・混みガラスに選別した後、再資源化事業者に引き渡してリサイクルする。

ペットボトルについては、市の貯留施設に集積し、民間処理施設で選別・圧縮・梱包等の中間処理を行った後、事業者へ売却し、ボトル to ボトルのリサイクルを実施する。

プラスチック製容器包装については、民間処理施設で再商品化を実施する。

小型金属については、市の貯留施設に集積後、異物を除去し、再資源化事業者に引き渡してリサイクルする。

計画量は、次のとおりとする。

<資源化施設>

	搬入量 (t/年)	資源化量 (t/年)	残渣量 (t/年)
リサイクルプラザ (缶・びん)	4,230	3,764	369
貯留施設 (ペットボトル、プラスチック 製容器包装、小型金属、 使用済小型家電)	7,254※	6,249	889

※ リサイクルプラザから搬入した小型金属を含む

イ. 拠点回収品目

使用済小型家電については、対象品目とそれ以外に分別し、対象品目については小型家電リサイクルルートで処理、対象品目外については破碎施設において、破碎処理をする。

蛍光管・ボタン電池・水銀体温計等については、家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドラインに基づき、水銀を適正に回収可能な事業者を引き渡し、処理（リサイクル）する。

インクカートリッジについては、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」の規定により、プリンターメーカーに引き渡し、リサイクルする。

ウ. 焼却施設等

グリーンセンター臨海工場では、溶融処理により発生する溶融スラグ・メタルを回収し、リサイクルする。

グリーンセンター東工場では、第二破碎施設において、破碎処理後、磁選機や選別機により、鉄類等を回収し、再資源化事業者に引き渡してリサイクルする。

また、グリーンセンター東工場及び臨海工場では、直接搬入ごみに含まれる家庭系紙類のうちリサイクル可能なものを回収し、再資源化事業者に引き渡してリサイクルする。

④その他

災害、施設故障その他の不測の事態により他の市町村等において一般廃棄物の処理に支障が生じた場合は、当該自治体と協議の上、本市清掃工場の処理能力及び施設運営に支障のない範囲で一般廃棄物の受入れ及び処理を行う。

（２）市が行う以外の中間処理

① 焼却・破碎処理

地震、風水害、その他特殊な災害及び不測の事態により市の焼却施設が停止し、一般廃棄物の処理が困難となった場合に備え、他の市町村や事業者による一般廃棄物の処理が可能となる体制の確保を推進する。

②リサイクル

排出者責任、拡大生産者責任に基づく、事業者の自主的なリサイクルの取組を促進するため、サーキュラーフィールド OSAKA 等に立地する既存再資源化事業者に一般廃棄物処分業の許可や再生活用業の指定を行い、排出事業者と再資源化事業者等との直接契約による事業系ごみのリサイクルを推進する。

なお、一般廃棄物処分業の許可や再生活用業の指定に関する方針は、次に掲げる方針に定める。

- ・サーキュラーフィールド OSAKA ビジョンに基づく堺第 7-3 区における一般廃棄物処理業の許可に関する方針
- ・堺市一般廃棄物再生利用業の指定に関する方針
- ・家電リサイクル大阪方式制度解消以降の特定家庭用機器一般廃棄物の処理に関する方針

（３）余熱利用

ごみ焼却時に発生する余熱の有効利用を図るため、蒸気を供給（売却）する。また廃棄物発電も行い、清掃工場で使用する電力を賄うとともに、余剰電力を供給（売却及び堺市上下水道局への自己託送）する。

① 蒸気

施設名	余熱利用内容（概算値）		供給先等
グリーンセンター東工場 第二工場	170℃・0.7MPa	最大 7 t / h	・堺市立のびやか健康館 ・民間会社

② 発電

施設名	認可最大出力	供給先等
グリーンセンター東工場 第二工場	16,700kW ・蒸気タービン発電 12,600kW ・ガスタービン発電 4,100kW	・堺市立のびやか健康館 ・電気事業者 ・三宝水再生センター（自己託送） ・泉北水再生センター（自己託送）
グリーンセンター臨海工場	15,945kW ・蒸気タービン発電 13,500kW ・ガスエンジン発電 2,445kW (815kW×3基)	・電気事業者

（４）適正処理対策

① 適正処理促進のための施策

搬入物許可・検査関係	グリーンセンター各工場に検査係を設置し、搬入物検査やごみの適正処理に関する指導、処分及び啓発を行う。また直接搬入ごみ等に関する搬入許可書の発行や搬入物検査に基づく排出場所の現場確認、排出事業者への訪問も行う。
搬入禁止物対策	市の焼却施設に搬入できない搬入禁止物の適正処理が可能な処理ルートを確認し、市民及び事業者に対し搬入禁止物に関する情報提供を行う。

②市の清掃工場へ搬入する際の受入基準

市の清掃工場に排出者自ら直接搬入する場合、又は許可業者が搬入する場合は、以下に掲げる堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第 9 条の受入基準に従って搬入しなければならない。

ア. 搬入禁止物

「堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則別表第 1」に定めるもの

区分	例示	処理方法等
引火性又は発火性のある物	ガソリン、灯油等	販売店、メーカー、専門業者、関係団体等に相談するなど、市の指示に従い適正に搬入又は処理すること。
危険性のある物	消火器、プロパンガス、鋭利なもの等	
有害性のある物	農薬・劇薬、殺虫剤、蛍光管、ボタン電池、水銀体温計等	
著しく発色性又は発泡性のある物	水性塗料等	
著しく悪臭を発する物	腐敗した動植物性残渣等	
不燃物	ブロック、レンガ、土砂等	
液状又は泥状の物	—	
長さの最大がおおむね 200 cmを超える物及び幅又は径がおおむね 30 cmを超える物	—	
その他関係施設及び周辺環境の悪化又は作業を阻害するおそれがあると市長が認めるもの	—	産業廃棄物処理業者にて適正に処理すること。
産業廃棄物（条例第 26 条第 1 項の規定により市長が告示したものを除く。）	—	

特別管理一般廃棄物	感染性一般廃棄物等	感染性一般廃棄物等は、適正に取り扱うことができる特別管理産業廃棄物処理業者に委託し、処理すること。
適正処理困難物	(指定なし)	—
本市の区域外で発生した廃棄物	—	—
特定家庭用機器廃棄物	家電リサイクル対象製品 (テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)	家電リサイクル法に基づき処理すること。
動物の死体	犬・猫等の死体	堺市死亡動物等受付ダイヤルに引取りを依頼するか、堺市役所本庁舎に直接持ち込むこと。
再利用が可能な古紙（事業系一般廃棄物に限る。）	—	古紙回収業者等にて適正に処理すること。

イ. 焼却施設搬入ごみで前処理の必要なもの

「堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則別表第 1」に定めるもの

- ・長さの最大がおおむね 50 センチメートルを超える物
- ・厚さ又は径がおおむね 5 センチメートルを超える物
- ・ロール状の物及びひも状又は帯状の物（おおむね 50 センチメートルに切断等の前処理を行った物を除く。）
- ・強固に圧縮梱包された物
- ・著しく含水率の高い物（厨芥類及び十分な水きり等の前処理を行った物を除く。）

③その他

パーソナルコンピューター（ノートパソコン等充電式電池を使用した製品、小型家電回収ボックスに入るものは除く。）、自動二輪車等（乗車時にナンバープレートが必要となるもの。）、FRP 船、タイヤ、ピアノ、バッテリー（自動車、発電機用など大型のもの）については、販売店、メーカー、専門業者、関係団体等に相談するなど、適正に処理することを指導する。

在宅医療廃棄物（鋭利なもの）については、可能な限り医療機関・薬局等に相談・返却し、適正に排出することを指導する。

(5) 焼却（溶融）施設

名 称	グリーンセンター東工場第二工場
所 在 地	東区石原町 1 丁 102 番地
処 理 方 式	クボタ上向き摺動型全連続燃焼式焼却炉
処 理 能 力	230 t / 日 × 2 基 (460 t / 日)
受 入	直接搬入 月～土曜日 午後 0 時 15 分 ～ 午後 4 時 30 分 委託業者 月～土曜日 午前 6 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分 許可業者 月～土曜日 午前 11 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分

名 称	グリーンセンター臨海工場
所 在 地	堺区築港八幡町 1 番地 70
処 理 方 式	シャフト炉式全連続ガス化溶融方式
処 理 能 力	225 t / 日 × 2 基 (450 t / 日)
受 入	直接搬入 月～土曜日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分 (午前 11 時 30 分から午後 0 時 15 分を除く) 委託業者 月～土曜日 午前 6 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分 許可業者 月～日曜日 午前 6 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分

(6) 破碎施設

名 称	グリーンセンター東工場第二破碎施設
所 在 地	東区石原町 1 丁 102 番地
処 理 方 式	せん断式縦刃付き・豎型回転式
処 理 能 力	せん断式縦刃付き 50 t / 日 (5h) 豎型回転式 60 t / 日 (5h)
受 入	直接搬入 月～土曜日 午後 0 時 15 分 ～ 午後 4 時 30 分 委託業者 月～土曜日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分

(注) 破碎後は、鉄類等を回収し、焼却施設で処理

名 称	グリーンセンター臨海工場破碎施設
所 在 地	堺区築港八幡町 1 番地 70
処 理 方 式	二軸回転せん断式
処 理 能 力	16 t / 日 (5h)
受 入	直接搬入 月～土曜日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分 (午前 11 時 30 分から午後 0 時 15 分を除く) 委託業者 月～土曜日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分

(注) 破碎後は、熔融施設で処理

(7) 資源化施設

名 称	リサイクルプラザ
所 在 地	中区深井畑山町 30 番地 1
処 理 方 式	機械選別方式・手選別方式
処 理 能 力	30 t / 日 (5h)
処 理 対 象	缶 (アルミ・スチール)、びん (無色・茶色・その他の色・混みガラス)
備 考	直接搬入は受け入れない

名 称	貯留施設
所 在 地	東区石原町 1 丁 102 番地 (グリーンセンター東工場内)
貯 留 容 積	2,204 m ³
搬 入 対 象	ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属
備 考	直接搬入は受け入れない

5. 最終処分計画

焼却残渣及び環境美化ごみ等のうちがれき・ブロック等の不燃物 (直接埋立ごみ) は、市が大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託する。

また、現在搬入を停止している南部処理場については、適正な維持管理を実施する。

(1) 最終処分計画量

区分	排出量 (t / 年)
焼却残渣	16,589
直接埋立ごみ	24
計	16,613

(2) 最終処分場

名 称	南部処理場	
所 在 地	南区畑 1344 番地	
処 理 方 式	管理型	
埋 立 容 量	1,063,700 m ³	
備 考	平成 20 年 9 月搬入停止	
浸出水処理施設	処 理 対 象	浸出水
	処 理 能 力	500 m ³ /日
	処 理 方 式	長時間曝気活性汚泥法

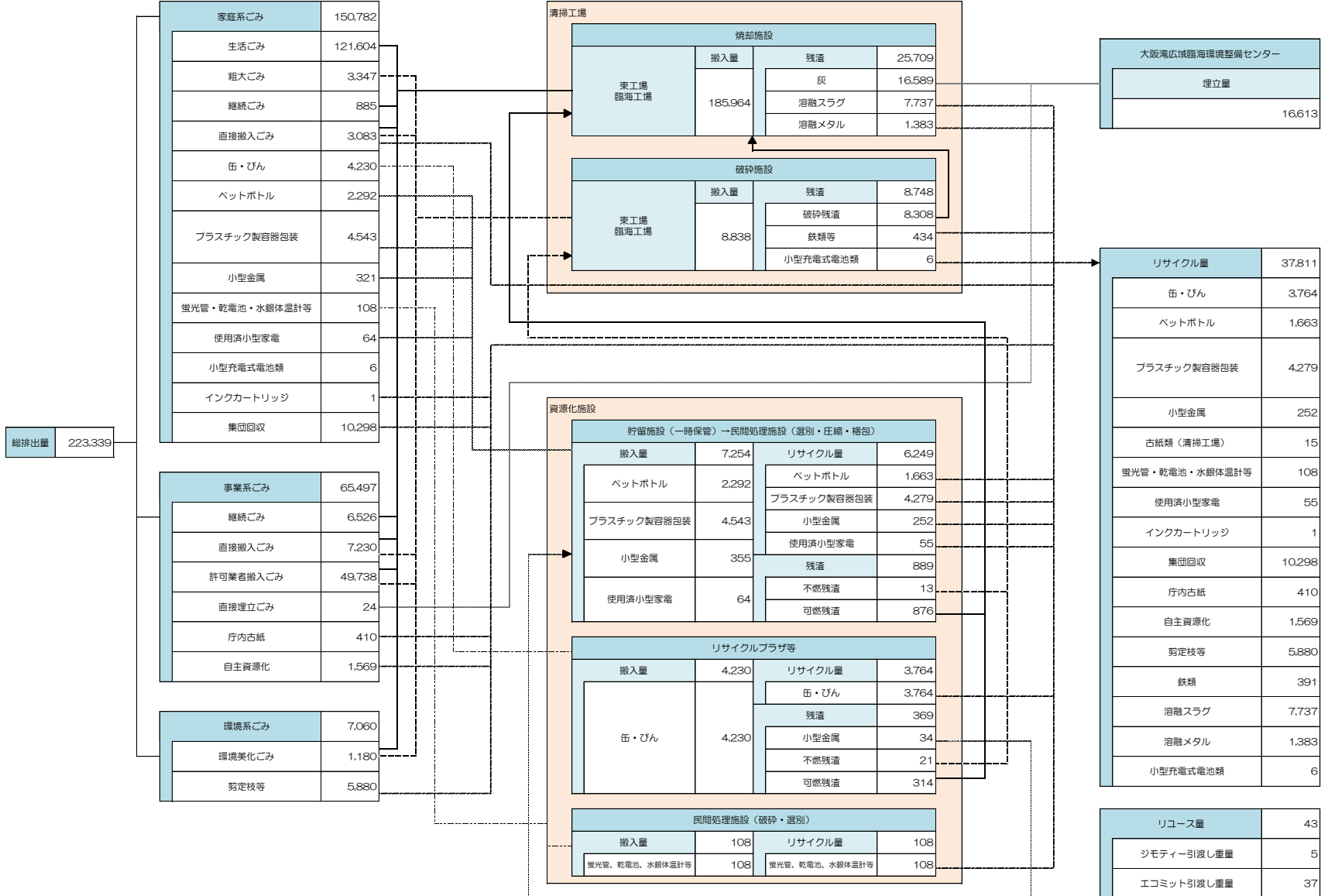
<委託先> R8 年度においては、堺基地が設備更新工事のため使用不可となることから、大阪基地へ一時振替

名 称	大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪沖埋立処分場）
所 在 地	積 出 港：堺市西区築港新町 4 丁 4 番 堺基地 大阪市西淀川区中島二丁目 10 番 100 号 大阪基地 投入地点：大阪市此花区 北港緑地地先
搬入予定量	18,293 t /年

収 集 運 搬 ・ 直 接 搬 入

中 間 処 理

最 終 処 分



第2章 生活排水処理実施計画

第1節 基本事項

1. 計画の目的

本計画は、環境衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、令和8年度における生活排水の適正な処理について、必要な事項を定めるものである。

2. 計画区域

堺市全域

3. 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 計画の対象とする廃棄物とその区分

本市で発生する生活排水のうち、公共下水道によらずくみ取りによって処理するし尿及び浄化槽汚泥等（以下「し尿等」という。）によって処理する生活排水を本計画の対象とする。

- ・合併処理浄化槽
- ・単独処理浄化槽
- ・デスポーザ排水処理槽清掃汚泥
- ・し尿を含むビルピット汚泥（建築物の排水槽に堆積する汚泥で、し尿を含むもの）
- ・し尿

5. 計画処理量

し尿等処理量（kL）	33,693
------------	--------

第2節 生活排水処理計画

生活排水処理形態別人口及び種類

区 分		人 口	種 類
1. 水洗化・生活雑排水処理人口			
	合併処理浄化槽	11,306	生活排水（し尿・生活雑排水）
	公共下水道	769,751	生活排水（し尿・生活雑排水）
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口			
	単独処理浄化槽	20,692	し尿
3. 非水洗化人口			
	し 尿	4,309	し尿

第3節 し尿等処理計画

1. 処理形態

区 分	形 態		
	収集・運搬	中間処理	最終処理
合併処理浄化槽	許 可	直 営	委 託
単独処理浄化槽			
デスポーザ排水処理槽 清掃汚泥			
し尿を含む ビルピット汚泥			
し 尿	委 託	直 営	委 託

2. 排出抑制・再資源化計画

公共下水道の接続促進により、くみ取りし尿や浄化槽汚泥等の排出抑制に努める。

また、汚泥の溶融処理により生成されるスラグ・メタルについては、リサイクルを図る。

3. 収集運搬計画

くみ取ったし尿等は、グリーンセンター浄化ステーション又は三宝水再生センター（下水処理場）へ搬入する。

なお、一般廃棄物収集運搬業（浄化槽清掃汚泥等）の許可等に関する方針は、次に掲げる方針に定める。

・堺市における一般廃棄物収集運搬業（浄化槽清掃汚泥・デスポーザ排水処理槽清掃汚泥・し尿を含むビルピット汚泥）の許可方針

区 分	収集・運搬		収集量（kL/年）	搬入先
	形 態	収集回数		
合併処理浄化槽	許 可	1 回以上／年	17,107	浄化ステーション 又は 三宝水再生センター
単独処理浄化槽				
デスポーザ排水処理槽	許 可	不定期		
清掃汚泥				
し尿を含む ビルピット汚泥	許 可			
し 尿	委 託	計画収集 （概ね月 2 回） ・臨時収集等	16,586	

4. 中間処理計画

グリーンセンター浄化ステーションに搬入されたし尿等は、し渣及び沈砂を除去後、泉北水再生センター（下水処理場）に圧送する。
三宝水再生センター及び泉北水再生センターでは、公共用水域に放流できるよう適正に処理を行う。

グリーンセンター浄化ステーションで発生するし渣は、市の焼却施設で処理する。

(1) 処理施設の概要

名 称	グリーンセンター浄化ステーション（し尿前処理施設）
所 在 地	西区草部 1120 番地 1
処 理 方 式	前処理+下水圧送
処 理 能 力	し尿 180 kL/日 浄化槽汚泥 100 kL/日

名 称	三宝水再生センター
所 在 地	堺区松屋大和川通 4 丁 147 番地 1
処 理 方 式	下水道直接投入方式
処 理 能 力	し尿・浄化槽汚泥 100 kL/日

5. 最終処分計画

し渣の焼却灰及び沈砂は、大阪湾広域臨海環境整備センターに処理を委託する。

（注）水再生センターで処理後に発生する汚泥は、大阪南下水汚泥広域処理場に処理を委託

<委託先> R8 年度においては、堺基地が設備更新工事のため使用不可となることから、大阪基地へ一時振替

名 称	大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪沖埋立処分場）
所 在 地	積 出 港：堺市西区築港新町 4 丁 4 番 堺基地 大阪市西淀川区中島 2 丁目 10 番 100 号 大阪基地 投入地点：大阪市此花区 北港緑地地先
搬入予定量	6t/年

堺市一般廃棄物処理実施計画（令和 8 年度）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市環境局 環境事業部 環境事業管理課

【 T E L 】 072-228-7478

【 F A X 】 072-229-4454

【 E-mail 】 kankan@city.sakai.lg.jp

配架資料番号 : 1-I3-26-0183